

各位

会社名 オムロン株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 CEO 辻永 順太  
 コード番号 6645  
 上場取引所 東証プライム市場  
 問合せ先 人事部長 谷村 仁志  
 TEL 075-344-7010

## 従業員持株会向け業績連動型インセンティブ・プラン制度（事後交付型）の 導入に関するお知らせ

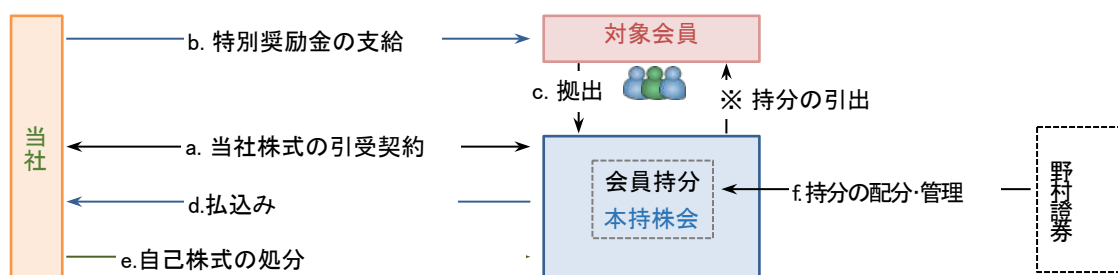
当社は、本日開催の取締役会において、従業員持株会を通じた株式付与スキームとして、従業員持株会向けの業績連動型インセンティブ・プラン制度（事後交付型）（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に基づき、オムロン従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じて、本持株会の会員である当社及び当社子会社の従業員に対し、株式インセンティブを付与すること（当該従業員を本制度に係る株式交付規程の適用対象者とすること）を決定し、当該従業員に対しその内容を通知することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 本制度の概要

本制度は、業績評価期間（自2026年4月1日至2027年3月31日）の終了後に、その業績目標の達成状況に応じて、当社又は当社子会社から付与対象となる本持株会の会員（以下「対象会員」といいます。）に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式処分の方法により株式を交付するものです。

#### ① 本制度の仕組み（子会社の記載は省略しています。）



- a. 当社と本持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。
  - b. 当社は、対象会員に当社株式付与のための特別奨励金を支給します。
  - c. 対象会員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出します。
  - d. 本持株会は対象会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、自己株式の処分の引受けに関する払込みを行います。
  - e. 当社は本持株会に対して自己株式の処分をします。
  - f. 割り当てられた当社株式は、本持株会が持株事務を委託する野村証券株式会社を通じて、本持株会内の対象会員の持分に配分・管理されます。
- ※ 対象会員は割り当てられた当社株式を対象会員名義の証券口座に任意に引き出すことが出来ます。

## ② 本制度の概要

本制度に基づく業績評価期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までの期間とし、業績評価期間中の業績目標の達成度等に応じて、業績評価期間の終了後に、対象会員（本持株会の会員のうち業績評価期間の末日及び本制度に基づく本持株会が当社普通株式の割当てを受ける日（以下「株式交付日」といいます。）において、当社又は当社子会社の従業員である者）に対して、当社株式を交付するための特別奨励金を支給し、対象会員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出し、当社は本持株会に対して、自己株式処分の方法により、当社株式を割り当て、本持株会は、前号に基づき拠出された特別奨励金を払い込むことにより、当社株式を取得します。

## ③ 最終交付株式数の決定方法

当社が本持株会に対して交付する当社株式の数（以下「最終交付株式数」といいます。）は、以下に記載する方法により決定される、各対象会員が本持株会を通じて取得する対象会員交付株式数の合計であります。

### a. 対象会員交付株式数

各対象会員の対象会員交付株式数は、各対象会員の当社又は当社子会社の従業員としての職位に応じて、以下に定める割合に従って配分されるよう、以下の定めに従って、算定されるものとする。

経営基幹職：一般職 ＝ 2：1

#### 【各対象会員の対象会員交付株式数の算定式】

A：経営基幹職の対象会員交付株式数 ＝ 対象会員基準交付株式数 × 2

B：一般職の対象会員交付株式数 ＝ 対象会員基準交付株式数

※1 上記A及びBのいずれについても、算定の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。また、ある対象会員に関して、対象会員交付株式数に、本払込価額を乗じた金額が200万円以上となる場合には、当該対象会員の対象会員交付株式数は、本払込価額を乗じた金額が200万円未満となる最大数（整数）に調整されるものとする。

※2 「経営基幹職」、「マネージャー」及び「一般職」とは、株式交付規程において定める者をいう。

#### 【対象会員基準交付株式数の算定式】

基準交付株式数 (b.)

---

(マネージャーの人数) × 2 + (一般職である対象会員の人数)

### b. 基準交付株式数

基準交付株式数は、以下の算定式に従って算定する。

#### 【基準交付株式数の算定式】

業績評価額 (c.)

---

本払込価額 (d.)

算定の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

### c. 業績評価額

業績評価額は、業績評価期間中である事業年度において、以下の算定式に従って算定した額（以下「業績評価額」といいます。）とする。

#### 【業績評価額の算定式】

基準支給額 × 業績達成比率

計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

#### 【基準支給額】

「基準支給額」とは、業績評価期間である事業年度において設定された当社連結営業利益の目標値（以下「財務指標条件」といいます。）を達成した場合、当該事業年度における当社連結営業利益の金額に2%を乗じた結果得られる金額（1円未満の金額が生じる場合には、これを切り捨てる。）をいう。なお、財務指標条件が未達となった場合には、当該事業年度に係る基準支給額は0とする。

#### 【業績達成比率】

業績達成比率は、対象となる非財務指標の達成状況に応じて、以下のとおり定める。

	業績達成比率
非財務指標条件を達成した場合	100%
非財務指標条件が未達の場合	80%

#### 【非財務指標条件】

対象となる事業年度における当社グループの社員エンゲージメント指標（グローバル）が68以上であること

「社員エンゲージメント指標（グローバル）」とは、エンゲージメントサーベイ VOICE を構成する「充実感」「インクルージョン」及び「ウェルビーイング」の3カテゴリ（合計9設問）に係る肯定回答の割合の平均値に100を乗じた数をいう。

#### d. 本払込価額

「本払込価額」とは、業績評価期間の終了後に開催される当社株式の処分に係る当社の取締役会決議（以下「交付取締役会決議」といいます。）の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象会員に特に有利な金額とならない範囲において交付取締役会決議により決定した金額とする。

#### e. 各対象会員に支給される特別奨励金の額

各対象会員に支給される特別奨励金の額は、対象会員交付株式数に、本払込価額を乗じた金額とする。

## 2. 本制度導入の理由

当社は、本持株会を通じて、本持株会の会員である当社及び当社子会社の従業員に対して、業績目標達成度に応じて、当社の普通株式を交付することにより、当社及び当社子会社の従業員の当社株式の取得機会を創出し、財産形成の一助とすることに加えて、当社及び当社子会社の従業員が経営及び当社株主と一体となってオムロングループの中長期的な企業価値の向上を目指し、その成果をともに分かち合うことを目的として、本制度の導入を決定いたしました。

本制度に基づき株式の交付を受けることとなる直接的な対象は本持株会であり、本持株会は、当社及び当社子会社の従業員を会員とする従業員持株会です。本制度に基づく業績評価期間（自2026年4月1日至2027年3月31日）の終了後、その業績目標（同業績評価期間においては、財務指標条件として連結営業利益を、非財務指標条件として社員エンゲージメント指標（グローバル）のそれぞれを業績指標として採用しております。）の達成状況に応じて、当社又は当社子会社から対象会員に特別奨励金を付与し、本持株会を通じた当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式処分の方法により、割り当てる予定です。

以上